令和８年度四條畷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

１　業務名

四條畷市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

２　契約期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

ただし、契約期間満了日の１か月前までに本市又は契約事業者の一方から文書による契約の更新をしない旨の意思表示がない限り、１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

３　業務の目的

本業務の受託者（以下「受託者」という。）の持つネットワークやノウハウを活かし、企業に対し、四條畷市（以下「本市」という。）への地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を利用した寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指す。

４　業務内容

受託者は、次に掲げる手法その他の３に規定する業務の目的の達成のために有効な手法を用いて、本市への企業版ふるさと納税による寄附に資する業務を行うこと。

（１）企業版ふるさと納税制度の内容やメリットの説明を行うことにより、企業に対し、企業版ふるさと納税を利用した寄附を働きかけること。

（２）本市が実施しようとしている地方創生事業の説明や過去の取組みの紹介を行うことにより、企業に対し、寄附先としての本市の魅力を発信すること。

（３）本市へ企業版ふるさと納税による寄附を行うこととした企業からの寄附申出書の取次を行うこと。

（４）（１）から（３）までに掲げるもののほか、本市への企業版ふるさと納税を利用した寄附の獲得に寄与する業務を行うこと。

５　委託料

（１）委託料の算定は成功報酬型とし、本業務を契機としてなされた寄附申出により本市が企業版ふるさと納税による寄附を受領した場合に、次の計算式で算定した委託料並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を支払うものとする。

委託料（税抜）：寄附金額×委託料率（１円未満の端数は切り捨てる）

（２）物品の寄附を受領した場合における委託料の計算においては、（１）の計算式中「寄附金額」とあるのは「合理的な方法により算定された寄附物品の価額」と読み替えて計算する。

（３）（１）に規定する本業務を契機としてなされた寄附申出とは、受託者が４（１）若しくは（２）又はこれらに類する働きかけを行った企業から４（３）により取次を行った寄附申出書に係る寄附申出をいう。

ただし、次に掲げる企業からの寄附申出は、本業務を契機としてなされた寄附申出とはみなさない。

ア　前年度又は前々年度に本市へ企業版ふるさと納税による寄附を行っている企業（当該寄附が受託者の業務を契機としたものである企業を除く。）

イ　寄附の見込みがある企業として本市があらかじめ指定する企業

ウ　受託者が個人である場合にあっては、受託者若しくはその親族が代表者若しくは役員を務め、又は実質的に支配する企業

エ　受託者が法人である場合にあっては、受託者の親会社、子会社、関連会社その他受託者が実質的に支配し、又は受託者を実質的に支配する関係にある企業

オ　経済的利益の供与その他の企業版ふるさと納税の本旨に反した勧誘を契機として寄附申出を行った企業

（４）（１）の計算式中の委託料率は、20%以内とする。

６　その他

（１）物品の寄附申出を取り次ぐ場合には、必ず事前に当該物品を企業版ふるさと納税による寄附として受領出来るか否かを本市に確認し、受領出来る旨回答があった場合には、数量、受領時期等について本市と調整した上で取り次がなければならない。

（２）受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

（３）受託者は、委託業務の遂行を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（４）委託料は、本市が契約するすべての企業版ふるさと納税マッチング支援業務に係る事業者への委託料として設定する予算の範囲内で支払を行う。そのため、予算の執行状況により、契約期間中であっても、本市から業務の一時停止を指示する場合がある。